

大田区立安方中学校同窓会々則

第一章

第1条 本会の名称は、東京都大田区立安方中学校同窓会と称する。

第2条 本会は、安方中学校卒業生を正会員、並びに現・旧教職員を特別会員とし、これらにより組織される。

第3条 本会は、本部を東京都大田区立安方中学校内に置き、他に便宜上支部を設けることができる。

第4条 本会は、下記の事項を目的として活動する。

- (1) 会員相互の親睦向上をはかる。
- (2) 母校の促進発展に賛助する。

第5条 本会は、第4条の目的を達するために、下記の事項を行なう。

- (1) 総会の開催
- (2) 母校の後援
- (3) その他必要とされる事業

第6条 本会は、第4条の目的を達するために、下記の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第7条 本会は、下記の役員並びに理事・幹事・会計監査を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 会計役員 2名
- (5) 書記役員 2名
- (6) 顧問役員 4名
- (7) 理事 各期1名
- (8) 幹事（卒業時に、各学級より男女各一名以上互選）
- (9) 会計監査 2名

第2章

第8条 総会

- (1) 総会は、会長の招集により、定期総会と臨時総会の二種とし、定期総会は、年一回とする。
- (2) 総会においては、下記の事項について審議する。
 - ア. 予算案について
 - イ. 役員の改選
 - ウ. 規約改正
 - エ. その他
- (3) 総会の決議は、出席数の過半数の賛成により成立する。

第9条 役員会

- (1) 役員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、会計役員、書記役員、顧問役員により構成される。
- (2) 役員会は、会長または役員の3分の2の要請により招集される。
- (3) 役員会の決議は、出席者の過半数の賛成により成立する。

第10条 理事・幹事は、本会の会務を執行する。

第3章

第11条 名誉会長は、現安方中学校々長とする。

第12条 会長は、現役員会において推薦し、総会の承認をえるものとする。

第13条 役員は、会長の任命により、総会の承認をえるものとする。

第14条 副会長は、会長の補佐をし会長の代理を務めることができる。又書記役員は、本会の活動上の事務を務めるものとし、会計役員は、本会の活動上の会計を務めるものとする。又顧問役員は、本会活動の企画面で会長を補佐する。

第15条 理事は、卒業時に幹事より互選しなければならない。

第16条 会計監査は、会長の推薦により、総会の承認をえるものとする。

第17条 役員の任期は、名誉会長を除き次期総会までとする。但し、再任を妨げないものとする。

第4章

第18条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第19条 本会の決算報告は、定期総会前に、会計監査の認証により総会に報告する。

第20条 本会は、卒業時に新入正会員より入会金として、1人壹千五百円を徴収するものとする。

付則

本会則は、平成27年6月21日に改正され、同日より施行される。